

武石町2丁目町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、武石町2丁目町内会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、個人の生活を尊重し明るく住みよい街づくりに努めることを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市政と協調、連絡、関係団体との交流を図ること
- (2) 環境、衛生の保全維持に関すること
- (3) 防犯、街灯の保全維持にかんすること
- (4) 文教、体育にかんすること
- (5) 子供会、婦人会、老人会等の育成に関すること
- (6) 防災に関すること
- (7) その他、目的達成に必用なこと

(区域)

第3条 本会の区域は、千葉市花見川区武石町2丁目区域全域、及び隣接する他町内会から入会希望のあった住居者を有する区域

(区域の複数分割)

第4条 本会は前条の区域を複数分割し、それぞれを組と称し、各組をさらに分割して班とする。
2、各班に班長をおくものとする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、武石町2丁目町内会館に置く。

第2章 構成員

(構成員の資格)

- 第6条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、全て本会の会員になることができる。
- 2、本会は正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
 - 3、第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会の表決権を有しない賛助会員になることができる。
 - 4、(1) 構成員はこの会の役員の選挙権、被選挙権を有する。
(2) 構成員はこの会の諸行事に参加し、その利益をうける。
(3) 構成員はこの会の活動に協力すると共に諸会議の決定に従う。

(会費)

第7条 本会の会員は一世帯月200円とし、4月と10月に6か月分前納とする

が、12か月分を前納することもできる。

- 2 新規加入会員については加入翌月から月賦計算とする。
- 3 会費を納入する世帯の構成員には、第6条4項を付与する

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由とおぼんではならない。

(退会等)

第9条 構成員が次の各号の一に該当する場合は退会した者とする。

- 1 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合。
- 2 本人より退会届が会長に提出された場合。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 組長 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

(役員職務)

第11条

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する
- 3 組長は各班を統括し、会員の転出入を掌握し、会長に報告する。
- 4 会計は会計業務を担当する。
- 5 監査は以下の事項を監査し、結果を総会に報告する。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時はこれを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を要求する。

(役員選任)

第12条 組長を除く役員は、総会において構成員の中から選出する。但し、任期中に役員欠員が生じた場合は、役員会において代務を決める。

- 2、監査と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- 3、組長については、その組の構成員の推薦によるものとし、第4条に定めた各組に組長をおくものとする。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。但し、定期総会の日までとし、再任は妨げない。

- 2、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(専門部会)

第14条 本会の業務を円滑に行うため、会長は必要がある時、専門部会を置くことができる。

第4章 班長

(班長職務)

第15条 班長は班の用務を処理する。

- 2、班長は組長を補佐し、組の活動運営を円滑に遂行する。

(班長選任)

第16条 班長はその藩の構成員の輪番制により選任する。

(班長任期)

第17条 班長任期は原則1年とする。

第5章

(総会)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第19条 通常総会は、構成員をもって構成する。

(総会機能)

第20条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第21条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

- 2、臨時総会は、次の各1号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総構成員の5分の1以上から会議の目的にたる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第5項第4号の規定により監査から開催の要求があったとき。

(総会招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

- 2、会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって、全構成員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、総構成員の4分の3以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第26条 議決権は個人について一個とし、その行使は、総会に出席する他の構成員に委任することができる。

(総会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決委任することができる。

- 2、前項の場合における第24条及び第25条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人に関する事項

- 2、議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人二名以上が署名押印しなければならない。

第6章

(役員会の構成)

第29条 役員会は、監査を除く役員を持って構成する。

(役員機能)

第30条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第31条 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

2、会長は、役員 $\frac{1}{4}$ 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の要求があった日から2週間以内に役員会を招集しなければならない。

3、役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第32条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定数等)

第33条 役員会には、第24条、第25条、第27条及び第28条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるは「役員会」と、「構成員」とあるは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第36条 本会の資産で第34条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、担保に供する場合には、総会において $\frac{3}{4}$ 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会経年度総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業の報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受

けなければならない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

- 2、会長は毎会計年度終了後、速やかに決算を行い、監査を経て総会の承認を求めるものとする。

(会務の諸経費)

第41条 本会は役員等が会務のため要した諸経費につき、その実費を支払う。

(慶弔)

第42条 本会は構成員及び友誼団体等の慶弔に際しては別に定める規定により表敬をする。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において総構成員の4分の3以上の議決を得、かつ市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第44条 本会は地方自治法第60条の20の規定により解散する。

- 2、総会の議決に基づいて解散する場合は、総構成員の4分の3以上の承諾をえなければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総構成員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章

(備付け帳簿及び書類)

第46条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (5) 収支に関する帳簿及び財産目録等試算の状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

附則

本規約は平成22年4月18日制定し、同日施行する。